

宮崎県学生インターンシップ実施要領

第1 趣旨

この要領は、宮崎県（以下「県」という。）が大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）に在学する学生を、インターンシップ学生実習生（以下「学生実習生」という。）として受け入れる場合の基本的な事項について定める。

第2 目的

県は、大学等に在学する学生に対し、職業適性や将来設計を考え、職業意識の向上のための機会を提供するとともに、学生の県行政に対する理解を深めることを目的として、学生実習生を受け入れるものとする。

第3 実施時期

学生実習生の受入れは、学生の夏季休暇期間（8月下旬から9月上旬）に実施するものとする。

第4 受入期間

学生実習生の受入期間は、受入先の所属長が別に定めるものとする。

第5 実習させる業務内容

学生実習生の業務内容は、受入先の所属長が別に定めるものとする。

第6 報酬及び事故等への対応

学生実習生に対しては、自宅から実習場所までの交通費、報酬その他一切の手当は支給しない。

また、学生実習生は、実習期間中の万一の事故に備え傷害保険及び損害賠償保険に加入するとともに、加入がわかる書類を提出するものとする。

第7 服務

- (1) 学生実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- (3) 学生実習生が、上記(1)及び(2)に定める服務に反する行為を行い第三者に被害を与えた場合は、自らの責任において対応しなければならない。

第8 実習証明書

所属長は、学生実習生から求められたときは、実習内容等について証明を行うものとする。

第9 受入先所属長の責務

受入先の所属長は、学生実習生を受け入れるにあたり、実習に支障がないよう執務環境を整えるものとするとともに、学生実習生を受け入れた際には、実習効果が上がるように努めることとする。

第10 感染症対策に伴う対応

県は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、対面による実習を実施することが適切でないと判断するときは、リモートで実施可能な実習への変更もしくは受入を中止する。